

2027 年度申請者用 研究教育院生に関するよくある質問（FAQ）

I 研究教育院生の公募

Q 1：①修士研究教育院生の申請資格について教えてください。

②博士課程への進学は予定していませんが、修士研究教育院生に申請できますか？

A 1：修士研究教育院生に申請できるのは、各年度の 4 月時点で博士前期 2 年の課程／修士課程（以下「修士課程」）の 2 年次に在籍し、修士 1 年次までに本学の大学院共通科目・研究科横断科目（自専攻開講科目と「修士インターンシップ・キャリア実習 A・B」を除いて）を 4 単位以上修得し、かつ、原則として本学の博士課程への進学を予定している学生です。博士課程への進学を予定していない学生は、申請できません。

なお、自専攻を含む複数専攻で講義が開講されている場合、上記の 4 単位以上に含めることができます。

Q 2：修士課程に在籍し、1 年間留学して在籍期間を 1 年延長する場合、3 年目（M2）に修士研究教育院生に申請したいと思っていますが、可能でしょうか。

A 2：修士研究教育院生は、標準修業年限内の修士 2 年次（修士課程在籍 2 年目）の学生が対象ですので、留年者は申請できません。なお、休学して留学し、復学が標準修業年限内かつ修士課程 2 年次で 4 月～翌年 3 月まで在籍予定の方は、申請可能です。

Q 3：博士研究教育院生の申請資格について教えてください。

A 3：博士研究教育院生に申請できるのは、博士課程後期 3 年の課程及び医学、歯学、薬学履修課程（以下「博士課程」）の 1 年次に在籍している学生のうち、「修士研究教育院生」であった、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀でなおかつ研究科長からの推薦が得られる学生です。

なお、修士研究教育院生については、QE に合格すれば引き続き博士研究教育院生として採用されます。

Q 4：医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期 4 年制課程）に進学の 2 年次生の採用はありますか？

A 4：1～4 年次の 4 年間の支援のため、2 年次からの採用はありません。

Q 5：10 月入学ですが、10 月の募集はありますか？

A 5：研究教育院生の募集は、4 月採用の募集のみで、10 月入学者に特化した募集は行われておりません。

10 月入学の博士大学院生は、入学から半年経過後の翌年 4 月採用の博士研究教育院生に申請できます。ただし、支援期間は 2 年半（医歯薬学履修課程は 3 年半）になります。翌年の 3 月まで延長して在籍する場合であっても、留年期間は支援対象期間には含まれませんので、2 年半（医歯薬学履修課程は 3 年半）の支援期間に変更はありません。

Q 6 : 日本学術振興会・特別研究員に内定していますが、申請できますか？

A 6 : 申請は可能です。ただし、高等大学院 LEAP プログラムからの研究奨励費の支援は受けられません。

Q 7 : 学内の産学共創大学院プログラム又は国際共同大学院プログラムに採用されて（又は応募して）いますが、申請できますか？

A 7 : 採用者、応募中のいずれも申請は可能です。ただし、博士研究教育院生に採択された場合、他プログラムからの経済支援との重複受給はできません。

Q 8 : ① 副指導教員の役割について教えてください。

② 他大学の教員を副指導教員に充てることはできますか？

A 8 : 副指導教員制度は、指導教員の指導上の補佐を含めて、融合研究の遂行上、指導教員とは異なる専門分野の研究指導や相談に対応する教員が必要との判断によるものです。従って、副指導教員は、原則として同一研究室の所属以外の教員とします。

また、基本は本学の教員（講師以上）になりますが、他大学の教員（講師以上）を充てることも可能です。その場合は、副指導教員に本学の教員も加え、二人体制にしてください。

なお、研究教育院生の申請時まで副指導教員が定まらない場合は、空欄のまま提出し、採用確定後に配付される「副指導教員届」に記入のうえ、提出してください。

Q 9 : 指導教員又は副指導教員に、論文指導教員の主査教員又は副査教員を当てる義務はありますか？

A 9 : 研究内容がどの程度一致しているかにもよりますが、指導教員又は副指導教員は、論文指導教員の主査教員又は副査教員に必ずしも一致しないことも考えています。また、指導教員及び副指導教員は講師以上の教員としています。

Q 10 : 副指導教員の重複は可能ですか？

A 10 : 研究教育院生の申請にあたっては、同一指導教員が推薦できる人数に制限が設けられていますが、副指導教員に対する制限はありません。ただし、重複による過度な負担が生じないように、指導教員及び副指導教員を依頼する先生方によく相談してください。

Q 11 : 書類審査、面接試問での審査コメントを公表してもらえませんか？

A 11 : 書類審査及び面接試問に係る審査コメント、不採用の理由等については公表していません。

Q 12 : 採用スケジュールに提示されているヒアリング審査期間に、出張（国内・海外）を予定しています。別の日程で面接していただくことは可能ですか？

A 12 : ヒアリング審査期間は、審査委員のスケジュールを調整し日程が決まっておりますので、個別対応はできません。時間などはできるだけ考慮しますが、ヒアリング審査予定期間中は、いつでも対応できるようにしてください

Ⅱ 経済的支援内容

Q 1 3 : 経済的な支援内容はどのようになっていますか？

A 1 3 : 経済的支援内容は以下のとおりです。

【修士研究教育院生への経済的支援】

奨学金 60 万円/年（前期 30 万円、後期 30 万円）

【博士研究教育院生への経済的支援】

博士教育院生として採用された者は、原則、「**東北大学高等大学院 LEAP プログラム**」から支援を受けます。

支援内容の詳細は東北大学高等大学院機構のウェブサイトをご覧ください。

<https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/LEAP.html>



東北大学高等大学院 LEAP プログラム

Q 1 4 : 学内の他の学位プログラムに採用されましたが、研究奨励費の重複受給は可能ですか？

A 1 4 : 学内の他の学位プログラムと重複して在籍することは可能ですが、他のプログラムとの研究奨励費の重複受給はできません。

Q 1 5 : 学外の奨学金を重複して受給することは可能ですか？

A 1 5 : 博士研究教育院生は、高等大学院 LEAP プログラムの収入制限により、年間の収入及び返還義務のない奨学金の合計が 180 万円以上の場合には、研究奨励費支給の対象者になりません。

修士研究教育院生は、学外の財団等の奨学金支給機関が重複制限を課していない場合は、原則として学外の財団等からの受給を認めています。ただし、当該奨学金が研究助成金の性格を持ち合わせ、研究成果報告等を求められる場合は、研究教育院生としての採択課題の研究遂行に対する支障の程度により判断することになりますので、相談してください。このようなケースでは、併給調整を行う場合があります。

Q 1 6 : ①修士研究教育院生が受給する支援金は、所得課税の対象になりますか？また、扶養控除は適用されますか？

②博士研究教育院生が受給する研究奨励費は、所得課税の対象になりますか？

A 1 6 : ①修士研究教育院生の奨学金は、給付型奨学金として学資に充てるために給付されているものであり、給与として支給されているものではありません。従って、所得税法第 9 条に「学資に充てるため給付される金品」は非課税所得と規定されていることにより、この給付型奨学金に係る所得税の申告は必要ありません。

また、税法上の扶養控除の適用については、扶養控除の手続きを行う事業所等の担当者に、研究教育院が支給する奨学金が税法上非課税所得扱いになっていることを説明し、判断を受けてください。

②博士研究教育院生が受給する研究奨励費は「雑所得」となりますので、受給者本人が、確定申告によって所得税を納税しなければなりません。詳細は採用後にお送りする研究奨励費受給ハンドブックをご確認ください。

Ⅲ 謝辞

Q 1 7 : 論文等に謝辞を記載する必要がありますか？

A 1 7 : 高等大学院 LEAP プログラムについては、学内資金による支援制度のため、研究成果への謝辞の記載は必要ありません。

V その他

Q 1 8 : 研究成果に関するプレスリリースを行った場合は、報告する義務がありますか？

A 1 8 : 研究成果に関するプレスリリースを行った場合は、下記連絡先へご一報ください。
学際高等研究教育院のウェブサイト及び情報機関紙「クロスオーバー」に掲載したいと考えています。
また、学会での表彰又は公的集会や研究会等での招待講演等もお知らせください。

研究教育院生に関する相談窓口・本 FAQ に関する問い合わせ先：

【学際高等研究教育院】

〒980-8576 仙台市青葉区川内 41

Tel : 022-795-5749

E-mail : diare-senryaku@grp.tohoku.ac.jp

※メールでの問い合わせの際は、所属研究科・氏名を必ず記載してください。